

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月 18日

福井県知事 殿

提出者

住所 富山県富山市牛島町18-7
アーバンプレイス

氏名 前田建設工業株式会社 北陸支店
執行役員支店長 安西 忠信

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 076-431-7531

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	前田建設工業株式会社 北陸支店 今庄・武生高架橋作業所 他
事業場の所在地	福井県越前市庄町 他
計画期間	令和6年 4月 1日 ~ 令和7年 3月 31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	D 06 (総合工事業)
②事業の規模	令和5年度北陸支店全体施工高 162億
③従業員数	206名(北陸支店管内)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"> ・がれき類 再生処理業者へ委託 → 原材料として再資源化 ・廃プラスチック類 再生処理業者へ委託 → 原材料として再資源化 ・建設汚泥 再生処理業者へ委託 → 改良土として再資源化 ・木くず 再生処理業者へ委託 → 原材料として再資源化 ・混合廃棄物 管理型 再生処理業者へ委託 → 原材料として再資源化

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
(管理体制図)	
別紙管理体制図のとおり	

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙①のとおり	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙①のとおり	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別している産業廃棄物の種類はがれき類・廃プラスチック類・建設汚泥・木くず・混合廃棄物(管理型)です。分別に関する取組として混合廃棄物(管理型)の産廃BOXに許可品目を明示しています。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記に加え、金属くずについても分別することを実施予定です。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) —		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組) —			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組) —			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) —		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙②のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙②のとおり
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t
	(今後実施する予定の取組)	
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙 ①

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類	建設汚泥	木くず	混合廃棄物管理型	
	排出量	1132.78 t	12.25 t	86.20 t	6.32 t	19.89 t	
（これまでに実施した取組） 社員・作業員の意識改革により、産業廃棄物の発生抑制を行った。							
② 計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類	建設汚泥	木くず	混合廃棄物管理型	金属くず
	排出量	2450 t	20 t	70 t	10 t	25 t	5 t
（今後実施する予定の取組） 今期は建築工事が増えるため、プレカット等により、廃プラスチック類及び金属くずの排出抑制に取り組む予定。							

別紙 ②

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

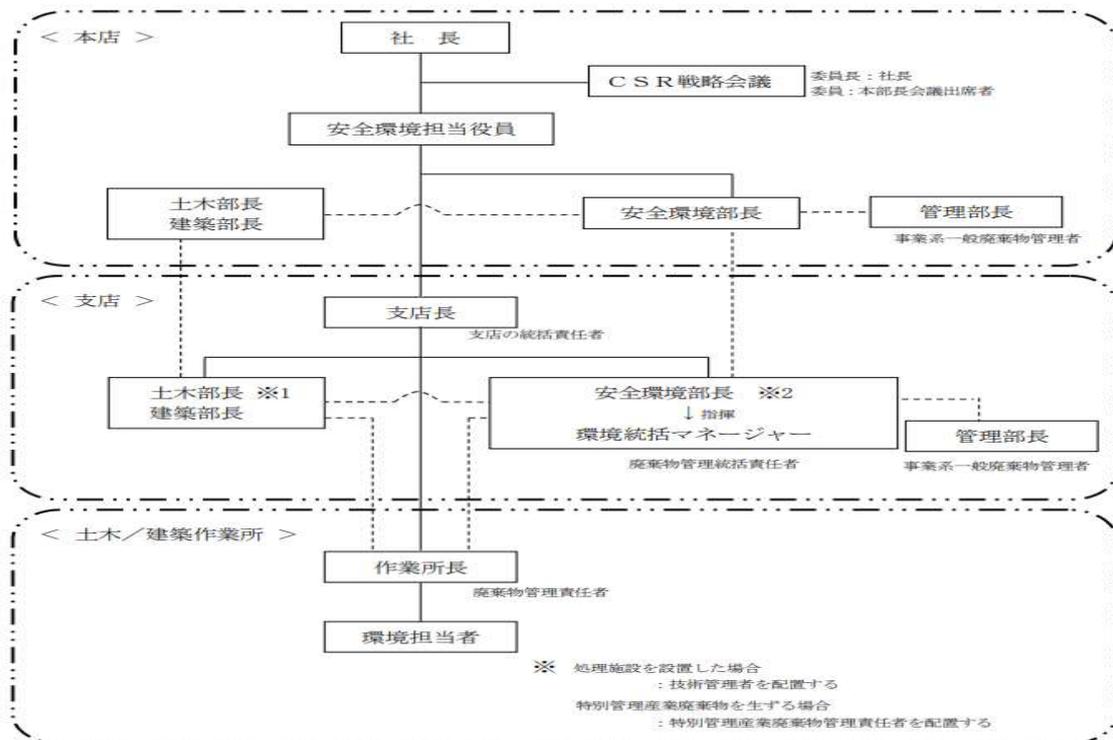
		【前年度（令和5年度）実績】					
① 現状	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類	建設汚泥	木くず	混合廃棄物管理型	
	全委託量	1132.78 t	12.25 t	86.2 t	6.32 t	19.89 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	877.45 t	0 t	0 t	0 t	0 t	
	再生利用業者への処理委託量	1132.78 t	12.25 t	86.20 t	6.32 t	19.89 t	
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	
	（これまでに実施した取組） 優良認定処理業者を選定するとともに、委託基準やマニフェスト交付義務等の法令を遵守した上で、処理を委託。						
② 計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類	建設汚泥	木くず	混合廃棄物管理型	金属くず
	全委託量	2450 t	20 t	70 t	10 t	25 t	5 t
	優良認定処理業者への処理委託量	1750 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	2450 t	20 t	70 t	10 t	25 t	5 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
（今後実施する予定の取組） 上記に加え、出来るだけ優良認定処理業者を選定するとともに、当該委託業者について定期的に現地確認するよう努める。							

(別紙)

第2面 管理体制図 について

○廃棄物処理に関する管理体制（北陸支店）

支店統括責任者		支 店：北陸支店 職・氏名：執行役員支店長 安西 忠信
廃棄物管理統括責任者		組 織 名：安全環境部 職・氏名：環境統括マネージャー 酒井 康雄
役 割	支店長	①支店の統括責任者 ②廃棄物処理委託契約の承認 ③廃棄物管理統括責任者の任命
	安全環境部長	①環境統括マネージャーの指揮
	環境統括マネージャー	①支店の廃棄物管理統括責任者 ②建設副産物対策を考慮した支店の環境目的・目標書等の立案 ③廃棄物等の実績把握と本店への報告 ④条例等の情報収集と支店関連部所、作業所への提供 ⑤マニフェストの運用管理及び保存 ⑩「廃棄物処理法」に従い、多量排出事業者の責務である「産業廃棄物処理計画書・実施状況報告書・産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を作成し当該行政へ提出
	土木・建築部長	①廃棄物処理委託業者との委託契約の承認 ②各種環境情報の支店関連部所・作業所への提供
	作業所長	①廃棄物管理責任者 ②環境担当者の指名 ③廃棄物処理委託業者の調査及び選定 ④廃棄物処理委託業者との委託契約書の作成 ⑤作業所内の事業系一般廃棄物の処理 ⑥支店環境目的・目標に基づいた作業所環境重点項目等の策定
作業所環境担当職員	①マニフェストの運用管理 ②廃棄物の分別、保管、処理の管理 ③産廃契約内容に基づき適正に運搬・処分されているか確認	



凡例
 ——— : 主ライン
 - - - - - : 連絡・協議